

請願第 1 号

行政書士制度の理解及び行政書士法遵守に関する請願書

令和7年 5月 29日

伊勢市議会議長 浜口 和久 様

住所 三重県津市広明町328番地 津ビル2階

氏名 三重県行政書士会 会長 若林 三知

紹介議員

宿 典泰

品川 幸久

井村 貴志

北村 勝

吉井 詩子

久保 真

岡田 善行

楠木 宏彦

野崎 隆太



行政書士制度の理解及び行政書士法遵守に関する請願書

請願趣旨

行政書士は、伊勢市民と行政のパイプ役として、行政機関の窓口において複雑多様化する行政事務が適正かつ迅速に進められるよう協力するとともに、市民のよきアドバイザーとして各地で無料相談を行うなど、行政事務の円滑な推進と市民の利便性の向上に努めており、その役割と意義は社会の多様化及び複雑化が進むに伴い、さらに重要度を増しています。

ところで、行政書士でない者は、業として官公署に提出する書類作成の業務を行うことが禁止されており（他の法律に別段の定めのある場合を除く）、これに違反した場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることが行政書士法に規定されていますが、行政書士の名を騙る者や、行政書士登録をせずにならぬ手続きで許認可等を得ることを画策するなど、市民に被害を与える事件がいまだに頻発しています。

個人のプライバシーや個人情報の保護が強く求められている社会において、無資格者による手続きは情報漏洩の危険があり、非行政書士による行為について必要な注意義務を尽くさないことにより伊勢市民の利益が害された場合、書類を受理した官公署の責任も問われかねません。

一方、行政書士には法律により守秘義務が課され、誠実に業務を行うとともに、信用または品位を損なうような行為をしてはならないとされており、違反した場合は厳しい処分が定められています。

ついては、行政書士制度の社会性と公共性に照らし、法の適正な運用により行政に関する手続きと窓口業務が適正に行われ、非行政書士による違法・不当な書類作成と提出行為（郵送及び電子申請等も含む）がなされないよう、関係機関に対する指導及び行政書士法の趣旨の周知徹底を図る必要があります。

このことから、次の事項について請願します。

請願事項

1. 市民の権利等が毀損されることのないよう、伊勢市及びその関係機関並びにその職員において、非行政書士による違法・不当な書類作成、提出行為（郵送及び電子申請等も含む）がなされないよう行政書士法の趣旨の周知徹底と窓口指導及び具体的な規制強化を実施すること
2. 許認可等の申請様式がダウンロードできる伊勢市のホームページ等に「行政書士でない者が他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となる」旨の注意喚起文を記載すること
3. 申請書又は申請書類の表紙等に書類作成に係る代理人行政書士の記名押印欄を設けること
4. 電子申請システム構築の際、代理申請及び行政書士法遵守について考慮すること
5. 「行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することができない」とする行政書士法第19条第1項及び行政書士制度の趣旨を踏まえ、職員及び関係機関へより一層の指導強化を行うこと